

北海道ヒグマ管理計画（第2期）（素案）についての意見募集結果

令和4年2月25日

北海道ヒグマ管理計画（第2期）（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様から御意見を募集したところ、7人2団体から、延べ69件の御意見が寄せられました。御意見の要旨及び御意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
「（1）目的」に北海道におけるヒグマの位置づけを記載すべき。 （同趣旨の意見が他に1件）	「目的」を簡潔に計画の冒頭に記載することにより、本計画が目指す方向性をより明確に示すことができるかと考えていることから、素案のとおりといたします。 【D】
1（2）④にある事業実施計画について、第三者による検証を受け公表する仕組みとすべき。	計画の評価内容については、北海道ヒグマ保護管理検討会の検証を受けているところですが、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
北海道が実行主体となり、関係機関と連携し、資料6にある地域対策協議会の設置と専門対策員・補助対策員の雇用を実現することなどの実効性の担保が重要である旨記載すること。	総合的な施策を強化していく必要性を認識した上で本計画を策定し、取組の方向性を明示したところであり、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
調査結果を踏まえ、「行動圏サイズは・・・オスで数十㎞から1000㎞を超える場合もある。メスでは・・・」と修正すること。 （同趣旨の意見が他に1件）	御意見のとおり修正します。 【A】
「ヒグマは増加している」「事故も増加している」という認識だけでなく（これも正しいが）、「ヒグマは増加している」「しかし事故はそれほど増加していない」という認識も、実効性ある対策のためには必要ではないか。	「現状」においては、生息状況や人身被害の状況について、生息数や人身被害者数などの客観的な状況をお示しすることとしております。 【D】
ヒグマの生息数が倍増したことは疑問。捕獲数が増加したので生息数が増加したとの判断は早急であり、被害が無くなるまで捕獲し続けるやり方では地域個体群が衰退するかもしれない、もはや管理とは呼べない。地域によって繁殖率が異なることから、一部地域の調査結果を全道に当てはめた計算は意味がない。また、気候変動が繁殖率に影響を与えることを考慮すべき。	北海道ヒグマ保護管理検討会における御意見などを踏まえ、生息数の推定などを行っておりますが、御意見につきましては今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
人身事故抑制の方策を検討するためにも、ヒグマ個体数の増加に比べ、人身事故がそれほど増えていないことについて分析が必要。今後より必要なのは人間の側の努力と思われる。	ヒグマによる人身被害防止のためには、正しい知識に基づき、防除対策を行うことは重要であり、本計画においても、目標達成のための方策として、正しい知識の浸透や、様々な防除対策を進めることとしております。 【B】
マンパワーや予算に強い制約がある中で効果的な対策を実施するには、より緊急性・重要性が高いエリアや場面を抽出し、優先順位をつけて傾斜的に対策を取ることが有効と考えられる。札幌周辺における対策は喫緊であり、複数市町村による広域的な連携が必要なことから、道の管理計画でより具体的な方針を示すことが必要ではないかと考える。都市重視・地方切り捨て的な意見が出ないよう、上述したような分析に基づき、客観的な視点で優先順位をつけることが求められる。	本計画においては、5つの地域区分を示すとともに、「市街地・人里」や「農業被害の防止」などの状況ごとの対策の方向性を示しており、それぞれの地域の実情に応じ、関係者が連携して取り組むことが重要であると考えております。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
人身被害抑制指標はヒグマの生息数指数や出没件数、人口などで調整した指標による評価が必要。	計画に示した評価指標により、今後評価を行うこととしておりますが、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
「2 数の調整に関する事項」の項目立ての位置、タイトルの再検討を要望する。	管理の目標を達成するための方策を進める上での個体の数の調整などについての考え方としてお示ししているものでありますが、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
「2 数の調整に関する事項」の内容では、問題個体さえ排除すればあつれきは抑制できるというイメージに結び付くため、ゴミや農作物の管理が必要な旨、追記すること。	問題個体の発生抑制のための取組は重要であると考えていることから、「3 目標達成のための方策」において、問題個体を発生させないための取組として明記させていただきました。 【B】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
人身事故抑制には市民の一層の理解・協力が不可欠のため、「3 目標達成のための方策」の項で、普及啓発の取り組みに言及すること。	普及啓発の取組は重要であると考えていることから、「① 問題個体を発生させないための取組」において記載しております。 【B】
「②出沒個体の有害制にに応じた対応」及び「③問題個体数の動向把握」は不要だから、削除、廃止する。ヒグマ出沒抑止対策に出沒ヒグマの有害性の判別は不要なので削除する。ヒグマの出沒情報を得たら、出沒経路を電気柵で封鎖して出沒を抑止することを繰り返す対策をすればよい。	人とのあつれきの多くは問題個体に起因するものであり、問題個体の管理を進めることが必要であることから、管理計画に記載しているところだす。 【D】
ヒグマとの遭遇の可能性が高いエリアは人の入り込み自体を制限するべき。人側の行動抑制が重要。	ヒグマによる人身被害が発生した場合の入林禁止措置については、事故の状況に応じて対応する必要があります。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
放置果樹の除去や畑の作付け見直し等は即効性があるので、普及啓発だけでなく、伐採費用の補助など踏み込んだ対策が必要。	放置果樹の除去については御意見のとおり札幌などで効果を上げていることから、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
秋の出沒に関連性がある堅果等の豊凶は広域的に一概に言えるものではないため、晩夏から秋には餌資源の多寡に関わる大量出沒があり得ることを前提とした記載がよい。 (同趣旨の意見が他に1件)	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「～堅果類の実り状況について調査し、その結果の公表とあわせ、ヒグマ出沒のおそれについて広く注意を喚起し、被害防止の徹底を図る。」 【A】
絶滅の心配がないから殺してもよいという考えでは、共存関係とは呼べない。残雪期まで狩猟期を延長するという考えは効率的にヒグマの数を減らそうという春グマ駆除の考えを踏襲している。また、捕獲圧が緩んだことが原因で問題個体が増えているという理屈はおかしい。そのためヒグマの狩猟期を残雪期にまで延長するという計画に反対する。狩猟期を延長する以前に、ヒグマを追い払ったり農地を電気柵で囲うなどの防除の促進が必要。	狩猟期間等の見直しについては、防除対策の一つとしてお示ししたところであり、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
問題個体をどのように選択的に捕獲するのか方策はあるのか。2020年に有害駆除で駆除された約900頭のうち、非問題個体の比率はどの程度か検証しているのか。問題個体を駆除するのが課題なら、非問題個体の捕獲数を減らすための具体的な方策をセットで示す必要がある。非問題個体がわなにかかった場合、お仕置き放獣することを選択肢の一つとしてはいかがか。	人とのあつれきの多くは、問題個体に起因するものであり、問題個体の管理を進めることが必要であることから管理計画に記載しているところだす。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
市街地では行動段階によらず「排除」と明記すべき。	市街地に出沒した場合、有害性判断において段階0と判断される場合でも、市街地等出沒時緊急対応判断により、緊急対応型問題個体と判断される場合もあります。一方、市街地に出沒したとしても、状況によっては緊急対応型問題個体とは判断されず、有害性判断により段階0と判断され、排除しない判断となる場合もあることから、素案のとおりといたします。 【D】
市街地等への出沒時、「事後に詳細な経緯等についての報告を求めるもの」は、現場対応に加えてさらに、報告に無用な負担を強いることにならないか危惧する。	市街地等出沒時緊急対応判断の報告にあたっては、御意見も参考としながら、市町村に過度の負担とならないように努めてまいります。 【C】
市街地やその周縁部における事件発生の増加があるため、「オ 市街地等出沒時緊急対応判断」に警職法第4条による捕獲も想定した判断基準や手法について、北海道と北海道警察が十分な協議を行い、周知を図るものと記載すべき。 (同趣旨の意見が他に1件)	ヒグマ対策を進めるにあたっては、警察など関係者が連携して取り組むことが必要であることから、「計画の実施体制」において、「各主体に期待される役割と連携」として方向性を記載しており、円滑な連携が図られるよう、関係者間の意識の共有や関係法令の共通認識を図ってまいります。 【C】
予防水準の400頭は、保全において十分に安全な数字といえるのか。また、国内世論や国際社会の理解が得られるレベルか。科学的に十分検討されたものとは思いますが、それについての詳しい解説があるとよいと思う。 望ましい生息数は自然環境や社会環境によって変動するものであり、絶滅一歩手前ではなく、十分余裕のある生息数を許容できるようにする努力が行政として必要。	地域個体群の存続のため、地域ごとに個体数の動向をモニタリングしながら北海道ヒグマ保護管理検討会における意見等を踏まえ、予防水準以下にならないよう管理することとしておりますが、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
非捕殺的手段（追い払い、学習放獣など）の導入は実行に移す段階にきており、体制を構築する必要がある。 （同趣旨の意見が他に1件）	計画では状況に応じて非捕殺的手段の導入について検討することとしており、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
ヒグマ出没情報を得た時点で迅速に現場へ出向き、出没経路を特定して出没経路を電気柵で封鎖するヒグマ出没抑止対策専従の対策チームを各振興局に創設する提案をする。対策チームは、捕殺を目的とせず、ヒグマの出没抑止を専らとする。学習能力や判断力のあるヒグマは初期対応が要なので、迅速に出没抑止対策を繰り返すことが必要であり、ヒグマに学習させ、”しつけ”することが効果的な出没抑止対策となる。	本計画において、人身被害の防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減のための方策として、移動経路の遮断や電気柵の導入促進などを記載しておりますが、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
「2モニタリング等の調査研究」は不要なので、削除、廃止する。北海道の行政が税金を使用して取り組む必要性はなく、別の調査研究機関のデータを活用し、行政に反映させればよいこと。	ヒグマの管理を計画的、長期的に進めるためには、定期的なモニタリングやデータの分析が重要であることから、本計画においては調査研究とモニタリングの方向性を記載しているところから。 【D】
「野生鳥獣対策連絡協議会（仮称）」や「地域対策協議会」が極めて重要であり、わかりやすく記載する必要がある。 （同趣旨の意見が他に1件）	地域の状況に応じて対応を進めるためにも関係者が連携して取組を進めることが重要であることから、よりわかりやすい記載とするため、参考資料について追記します。 「～（地域対策協議会等）の設置を進める。（別冊参考資料6参照）」 【A】
北海道の果たす役割はもっと多岐に渡ると考える。問題個体の発生、出没状況判断、ゾーニングの設定、市街地・人里への出没対策、加害個体の特定、市街地等出没時緊急対応判断、生息環境管理は道が主体的に進めることを明記すべき。 （同趣旨の意見が他に1件）	ヒグマ対策を進めるにあたっては、地域の関係者が連携して取り組むことが必要であることから、「計画の実施体制」において、「各主体に期待される役割と連携」として方向性を記載しており、各主体が円滑に連携して対策を進めることができるよう、取り組んでまいります。 【D】
北海道は地域間、省庁部局間の調整役としての積極的な役割が求められる。記述をより具体的かつ十分な記載にすべき。 （同趣旨の意見が他に1件）	ヒグマ対策を進めるにあたっては、地域の関係者が連携して取り組むことが必要であります。調整を要する関係機関が多岐にわたることから素案の記載としています。 【B】
「問題個体捕獲を始めとする保護管理活動への協力」は狩猟者に多大かつ過度な負担を強いている現状があり、「（3）各主体に期待される役割と連携」に「専門対策員」を追記し、北海道が旗振り役となり、専門対策員制度を早急に立ち上げるべき。	捕獲従事者の育成・確保は重要な課題と考えており、本計画においても、「体制構築に向けた取組」の「保護管理を担う人材の育成及び組織運営」の中で、地域の状況に応じた柔軟な現場対応を担う実働組織のあり方や運営手法等について検討を進めることとしており、いただいたご意見につきましても今後の検討を進める上での参考とさせていただきます。 【C】
「地域の状況に応じた柔軟な現場対応を担う実働組織のあり方や運営手法等について、引き続き検討を進める。」とあるが、この部分が本管理計画の実行が担保できるかどうかの最重要点であり、確実な実現を期すため、記述を修正すべき。 （同趣旨の意見が他に1件）	地域の状況に応じて対応を進めるためにも関係者が連携して取組を進めることが重要であることから、次のとおり修正します。 「また、地域の状況に応じた柔軟な現場対応を担う実働組織のあり方や運営手法等について、引き続き、関係者が連携しながら具体的な検討を進める。（別冊参考資料6参照）」 【A】
経路特定と経路封鎖が専門の組織が必要。道の責任で創設すべき。	計画においては、防除対策として移動経路の遮断についても記載していますが、地域の関係者が連携して取り組むなど、地域の実情に応じて対策を進めることが重要と考えております。 【D】
ヒグマ対策や捕獲を安全に実施できる捕獲技術者が求められてきているが、「イ ヒグマ対策技術者育成のための捕獲による捕獲技術者の育成」制度でそのような捕獲者は増加しているのか。この制度に関して具体的な成果を記述し、今後どのようにこの制度を進めていくか記述していただきたい。	ヒグマ対策を担う人材の育成・確保は重要な課題であることから、技術者育成のための捕獲事業に取り組んでいるところであり、本計画において、捕獲に関する専門的な技術や知識を有する技術者の育成強化を進める方策として位置づけたところです。引き続き、技術者育成のための捕獲事業などに取り組んでまいります。 【D】
専門対策員がどのようなものか具体的に示すべき。 （同趣旨の意見が他に1件）	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「将来、地域対策協議会等で活動する「専門対策員」等の配置を念頭に置いた～」 【A】
エゾシカ捕獲目的のワナにヒグマが錯誤捕獲される実態について現状を把握して対策を行う必要がある。錯誤捕獲の放獣は、捕獲場所で行った場合、学習放獣と同様の効果が期待できる。素案の記載は誤っており、不要な不安感を一般市民に与える記述を修正すべき。 （同趣旨の意見が他に1件）	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「～誤ってヒグマが捕獲された場合は、人身事故の発生も懸念されることから、錯誤捕獲時の適切な対応（銃器使用可否、放獣の可能性検討等）についてもあわせて指導する。また、ヒグマの放獣は捕獲地域への再来の可能性等も考えられることから、地域の合意形成が～」 【A】

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>見直しに際しては、順応的管理の原則と社会的合意形成のために、以下の通り修正すべき。 「本計画終了に際しては、順応的管理の原則に基づき、目標の達成状況に関する評価を科学的に行い、その結果は広く道民に公表する。計画見直しに当たっては、道民からの意見、及び北海道ヒグマ保護管理検討会ほか専門家の意見を求めて改訂するものとする。また、計画の期間内であっても、・・・本計画の改訂等を検討する。」</p>	<p>計画に記載している「、目標の達成状況に関する評価を行い、その結果を踏まえ、計画を見直すこと」は順応的管理の考え方を示しており、また、北海道ヒグマ保護管理検討会の役割として計画の分析・評価を行うものとしております。なお、道では政策に関する基本的な事項を定める計画等を策定する際に、「道民意見提出手続に関する要綱」に基づき、道民意見提出手続（パブリックコメント）を実施し、広く意見を募集し、寄せられた御意見を考慮しながら意思決定を行うこととしております。</p> <p style="text-align: right;">【B】</p>
<p>資料3は適正な対策をしているのに被害が減らないのか、対策をしなから被害が増えているのか読み取れない。また、有害駆除に毎年かかっている人的費用や報奨金はどのように年次変化しているのでしょうか。資料に示してほしい。</p>	<p>資料3は被害の状況をデータとして客観的にお示ししたものです。ヒグマ対策は市町村など様々な主体が取り組んでいるところであり、引き続き関係機関と連携して取組を進めてまいります。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>ヒグマによる人身事故のうち、防ぐことができた事故はどの程度あるのか（可能性の高低）、どのようにすれば防ぐことができたのか、といった分析がほしい。現実的に防ぐことがほぼ不可能なケースがあるという認識を社会全体で共有することも必要であり、目標設定として、「人身被害の発生を可能な限りゼロにする」は、「人身被害の発生を可能な限り少なくする」というのが妥当と思われる。ヒグマの個体数指数、人口密度、レクリエーション人口、農林業人口などの説明変数を使って分析することによって、地域による事故発生の傾向や必要な対策などが分析できるのではないか。「7事業実施計画の策定」がありますが、地域ごとの具体的なアクションプランのためにも必要な分析と考える。</p>	<p>道では「ヒグマによる人身被害の防止」を目的として、ヒグマ管理計画を策定し、その中で管理の目標として「人身被害の発生を可能な限りゼロにする」ことを掲げ、各種施策に取り組んでいるところであり、引き続き関係者と連携して適切なヒグマ対策を進めてまいります。また、人身事故については事故ごとに専門家により原因分析や今後の対応方針などを検討していただき、ホームページ等を通して広く発信するなど、事故防止対策に活かしているところですが、御意見につきましても、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>資料5の市街地等出没時緊急対応判断は、行動段階とゾーニングで対応を行なう管理計画の全体趣旨に反する。緊急避難的な対応はいついかなる時発生しうるため、緊急避難的な内容なら、備考的に記載すべき。</p>	<p>市街地等出没時緊急対応判断は市街地等に出没し、重大な被害またはそのおそれや社会的影響がある場合に各市町村で迅速に判断し、対応できるようにするものです。なお、報告を行うことでゾーニングを不要とする意図はなく、ゾーニングの必要性については第2章3（1）に記載したとおりです。</p> <p style="text-align: right;">【D】</p>
<p>資料5にある市街地等出没時緊急対応判断にある報告義務とはどのような内容を指しているのかが不明瞭のため、明示すべき。</p>	<p>報告につきましては、捕獲票の様式を活用することを想定しており、その内容については、事前に各市町村へお示しします。</p> <p style="text-align: right;">【D】</p>
<p>ヒグマの保全と事故・被害防止の両面に配慮し、バランスの取れた内容になっている。ヒグマは、人為的なコントロールが極めて難しい動物であり、安易な目標設定は慎むべき。ヒグマ管理の難しさについて、率直に、強調して記述しておくのがよい。市民・マスコミを含め、全員が理解しておくべき前提である。</p>	<p>ヒグマ対策に関する情報発信は非常に重要なことと考えており、計画においても様々な普及啓発に関することを記載しております。引き続き、積極的な情報発信に取り組んでまいります。御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>管理の推進や計画実施に関する工程表が示されると、優先順位が明確になり、実効性が高まりよいと考える。「北海道ヒグマ管理計画（第1期）」の管理の目標の達成状況についての総括が資料等で示されている必要がある。</p>	<p>各年度の実施内容については、事業実施計画等で毎年度お示しすることとしております。また、第1期計画の評価については、計画期間終了後に状況を取りまとめ公表いたします。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>猟銃の規制が昔よりも強化されたのは銃による人身事故が多発したため、人々の安全を守るための法的な措置。現在も猟銃による人身事故・違法行為などがあとを絶たない。獣被害が増加しているから猟銃の規制を緩和するべきだという意見は、これまで銃の事故・事件に遭われた被害者の方を軽んじるものであり、規制を緩和して狩猟者を増やそうとするのは間違い。ヒグマを殺すことが被害を防ぐ唯一の方法だという錯覚をまず見直すべき。</p>	<p>道ではヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマの地域個体群の存続を図るため、様々な取組を進めているところですが、引き続き、本計画に基づき専門家の方々からも御意見をいただきながら、科学的かつ計画的な保護管理に取り組んでまいります。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>メスのヒグマは子連れしている場合が多いですが、親を捕獲した場合、子をどうするのか素案に記述がない。残雪期にまで狩猟期を延長した場合、特に移動能力の低い子連れのヒグマが捕獲される可能性があります。残った子グマの処置は狩猟者個人の責任として行政は関与しないのか。札幌市街地でヒグマが駆除された際、多くの方から非難の意見が寄せられたと聞きおよんでいる。もし、子グマが殺されれば、さらなる非難は免れず、多くの人が精神的なダメージを負うことは間違いないので事前に対応策を考えておくべき。</p>	<p>道ではヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマの地域個体群の存続を図るため、様々な取組を進めているところですが、引き続き、本計画に基づき専門家の方々からも御意見をいただきながら、科学的かつ計画的な保護管理に取り組んでまいります。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>生き物であるヒグマの生死を左右する重要な計画書であるにもかかわらず、倫理や動物福祉の観点がかまわないのが問題。ヒグマの捕獲をするにしても関係のない個体を捕殺することは絶対に避けるべきだし、長く苦しめるようなわなを使用することは禁止すべき。くくりわなによる捕獲はどのくらい実施されているのか。くくりわなは実施者の危険性が高く、関係のない動物の錯誤捕獲の可能性や動物を長時間苦しめるため、動物福祉の観点からも推奨すべきではない。また箱わなに長時間閉じ込めておくような行為も禁止すべき。科学だけではなく倫理的な観点から判断してほしい。</p>	<p>道ではヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマの地域個体群の存続を図るため、様々な取組を進めているところですが、引き続き、本計画に基づき専門家の方々からも御意見をいただきながら、科学的かつ計画的な保護管理に取り組んでまいります。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>市町村に有害捕獲許可が出ていない状態で、土日祝日等に市街地へヒグマが出没した場合、どのような対応を想定しているか。実際に閉庁時に対応が発生し、市町村が困ったケースを聞いている。</p>	<p>御意見も参考としながらヒグマの市街地出没等の対応を行うよう進めてまいります。なお、ヒグマの捕獲許可につきましては、ヒグマ捕獲許可取扱方針において、予察許可を認めることとしておりますので、あらかじめ各振興局へご相談下さい。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>何故、このように多数の熊出没が起きるのか、研究者の間では、山に食物が不足しているか春熊駆除が行われないために個体数が増えたためとの意見が多いようだ。環境省でも、個体調整と、人・熊とのゾーン分けは必要と言っており、熊を生息域に追い込むにしても、熊に人間が危険な存在であると教え込まないとならない。春熊駆除の再開をお願いしたい。</p>	<p>道ではヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマの地域個体群の存続を図るため、様々な取組を進めているところですが、引き続き、本計画に基づき専門家の方々からも御意見をいただきながら、科学的かつ計画的な保護管理に取り組んでまいります。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>全体的に必要な項目はすべてカバーされていると評価。ただし、実効性が担保されておらず、管理計画が“絵に描いた餅”になってしまうことを強く懸念する。北海道が実行主体となり、連携を確実にし、資料6にある地域対策協議会の設置と専門対策員・補助対策員の雇用を実現することを強く要望する。</p>	<p>道ではヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマの地域個体群の存続を図るため、様々な取組を進めているところですが、引き続き、本計画に基づき専門家の方々からも御意見をいただきながら、科学的かつ計画的な保護管理に取り組んでまいります。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>全体的に章立てや項目立てが複雑で、理解しづらいので工夫が必要。 (同趣旨の意見が他に1件)</p>	<p>項目については第2期計画は素案のとおりといたしますが、第3期以降の計画については御意見も参考としながら検討を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>必要な事項は概ね包含されていると考えるが、実行がどのように担保されるのかが見えない。アクションプランとしての実行計画を別途作成し、年次的に誰が（どこが）何を毎年やっていくのかロードマップを示す必要がある。検証することを可能とする仕組みを組み込む必要がある。</p>	<p>各年度の実施内容については、ヒグマ保護管理検討会の御意見もいただきながら、事業実施計画等を毎年度お示しすることとしておりますが、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>
<p>ヒグマが市街地に出没した際に電気柵や、ベアドッグによる追払い等でそれ以上内部に侵入させぬような速やかな対応が重要であると考え。駆除一辺倒ではなく、共生するための努力を道としても示して欲しい。 ヒグマの生態や、対策などの正しい知識を道民へ周知し、民間の力を利用する事も含めて広く意見を求め対話していかねばならない。人工林となってしまった山に果樹のなる木々を植え再生し、人里に降りてこなくても食べ物のある環境を作ること必要。</p>	<p>道ではヒグマによる人身被害の防止、人里への出没抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマの地域個体群の存続を図るため、様々な取組を進めているところですが、引き続き、本計画に基づき専門家の方々からも御意見をいただきながら、科学的かつ計画的な保護管理に取り組んでまいります。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【C】</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
2020年度の駆除数は930頭と春グマ駆除をしていた頃よりも増えている。春グマ駆除を再開しては同じ事の繰り返しとしないか。また、ヒグマ生息数の増加は調査方法発達の影響があるのではないか。推定の幅が大きいことは考慮されているのか。	北海道ヒグマ保護管理検討会における御意見などを踏まえ、生息数の推定などを行っておりますが、計画の推進にあたり、ヒグマの生態や生息状況の把握は重要と考えており、「調査研究とモニタリング」や「モニタリング等の調査研究」においても取り組むこととしております。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
アンブレラ種を守ることは豊かな自然を守ることに繋がる大切な問題であり、野生動物も住みよい北海道となる方向への舵取りを期待する。	道ではヒグマによる人身被害の防止、人里への出沒抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマの地域個体群の存続を図るため、様々な取組を進めているところですが、引き続き、本計画に基づき専門家の方々からも御意見をいただきながら、科学的かつ計画的な保護管理に取り組んでまいります。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
タイトル「ヒグマ管理計画」とあるが、「ヒグマの管理」ではなく「ヒグマによる被害を防ぐこと」こそ目指すべきであり、「ヒグマ被害防止計画」などとするよう提案する。「地域個体群の存続」は、被害の防止とは無関係であり、「地域個体群さえ存続すればいくら駆除してもよい」とも考えられ、共存という理念と相いれないので削除すべき。ICT技術の活用やヘアトラップ調査は被害防止につながるとは言えず無意味である。	道ではヒグマによる人身被害の防止、人里への出沒抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマの地域個体群の存続を図るため、様々な取組を進めているところですが、引き続き、本計画に基づき専門家の方々からも御意見をいただきながら、科学的かつ計画的な保護管理に取り組んでまいります。ヒグマの保護管理を進めるにおいては、生息数や生息実態の把握が必要であることから、引き続き、ヘアトラップ調査等による調査研究や定期的なモニタリングを行ってまいります。 【D】
ヒグマによる被害を防止するための方策は、何より市街地、農地、牧草地等への出沒を防止することを基本に据えるべきであり、頭数の調査は被害防止には直接関係がなく、不要。出沒情報があれば、その経路を特定して電気柵で封鎖すれば、そこから先に行かないことを学習する。このことを土台とした計画に抜本的に作り変えるべき。2-3-(1)の電気柵導入の促進は、道の責任で抜本的に予算を組み実施すべき。	道ではヒグマによる人身被害の防止、人里への出沒抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマの地域個体群の存続を図るため、様々な取組を進めているところですが、引き続き、本計画に基づき専門家の方々からも御意見をいただきながら、科学的かつ計画的な保護管理に取り組んでまいります。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 【C】
被害が発生するのは、電気柵などによるヒグマの出沒抑制が図られていないからであり、捕殺圧を緩めたことのせいにはすべきではない。「有害性」を判断するために徘徊を認めれば、ヒグマが誤って「安全性」を学習して出沒を繰り返し、被害を及ぼしかねない。「有害性の段階判断」は削除すべき。また、2-3-(1)にある出沒を防ぐための下草刈りは効果が不明であり、削除すべき。	御意見の「指標」「有害性の段階判断」は、出沒の際に市町村等において対応を進めるにあたり、対応方針が必要なことから、次期計画においても記載しています。また、移動経路の遮断という点から、下草刈りは有効であると考えていることから、次期計画においても記載しています。 【D】
北海道ヒグマ保護管理検討会はメンバーを公募すべき。 (同趣旨の意見が他に1件)	検討会は「北海道ヒグマ保護管理検討会設置要綱」に基づき、北海道ヒグマ管理計画を適正に推進するため、ヒグマの生息状況や道が実施する施策について、専門的かつ科学的な知見からの評価やその意見等を聴取することにより、道のヒグマ対策に反映させることを目的としており、学識経験者等の中から北海道環境生活部長が選定することとしております。 【D】

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです

A 意見を受けて素案を修正したもの
B 素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C 素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D 案に取り入れなかったもの
E 素案の内容についての質問等

問い合わせ先
環境生活部環境局自然環境課
電話 011-204-5205